

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2022年7月5日

【会社名】 広島電鉄株式会社

【英訳名】 Hiroshima Electric Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椋 田 昌 夫

【本店の所在の場所】 広島市中区東千田町二丁目9番29号

【電話番号】 082(242)3521

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 藤 村 倫 成

【最寄りの連絡場所】 広島市中区東千田町二丁目9番29号

【電話番号】 082(242)3521

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 藤 村 倫 成

【縦覧に供する場所】 名称
(所在地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

目的の追加

新規事業への進出や従業員等の仕事と介護の両立支援を目的として、当社の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。

株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

イ 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

ウ 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

エ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

議決権不統一行使の通知方法の変更

議決権の不統一行使に関する事前通知の方法をインターネットによる通知を可能とすべく、当該規定（現行定款第20条）を削除するものであります。

第2号議案 取締役10名選任の件

椋田昌夫、仮井康裕、横田好明、瀬崎敏正、岡田 茂、平町隆典、立岩 薫、
 田村興造、荒本徹哉、平田かおりを取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	195,009	1,577		(注) 1	可決 98.72
第2号議案				(注) 2	
椋田 昌夫	193,105	3,625			可決 97.75
仮井 康裕	193,650	3,080			98.03
横田 好明	193,714	3,016			98.06
瀬崎 敏正	193,714	3,016			98.06
岡田 茂	193,725	3,005			98.07
平町 隆典	193,692	3,038			98.05
立岩 薫	193,440	3,290			97.92
田村 興造	193,396	3,397			97.90
荒本 徹哉	195,035	1,758			98.73
平田 かおり	195,297	1,498			98.86

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。